

## 令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業 プロポーザル実施要綱

この要綱は、令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業プロポーザル（以下「本件」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。

### 1. プロポーザルに付する事項

#### (1) 業務名

令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務内容

「令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### (4) 委託業者の選定方法

本件参加者に対し本業務の実施内容を示した提案書の提出を求め、提案書の内容を加味し判断する、公募型プロポーザルを実施する。

また、提案書は「令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業優先交渉権者決定基準」（以下「決定基準」という。）に基づき、非公開の「令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業優先交渉権者選定会議」（以下「選定会議」という。）で評価する。

#### (5) 業務履行スケジュール

仕様書のとおり

#### (6) 予定価格

決定基準のとおり

### 2. 参加資格要件

本件に参加するものは、以下の要件すべてを満たすこと。

- (1) 「地方自治法施行令」第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）で規定する参加させることができない者、又は参加させないことができる者、に該当しないこと。
- (2) 本市の「競争入札参加資格者名簿（業務委託）」（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
- (3) 「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置等を受けていないこと。
- (4) 「民事再生法」（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、及び「会社更生法」（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」での別表 2 の 9（暴力的不法

行為)の適用に該当しない者であること。

(6) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独又は他の共同企業体の構成企業として、本件に参加することができないものとする。

ア. 共同企業体は3社以内で構成されていること。

イ. 構成企業のすべてが(1)、(3)、(4)、(5)の要件を満たしていること。

ウ. 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。

エ. 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。

※ 本件では参加要件として、企業体の資本関係について制限を設けない。

企業活動が独立していれば、資本提携する企業がそれぞれ提案者となること、又は共同企業体を結成することを妨げない。

### 3. 問い合わせ先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

新潟市役所本館 2 階 新潟市財務部財産活用課 佐藤

電話：025-226-2387(直通) FAX：025-228-3010

e-mail：zaisan@city.niigata.lg.jp

### 4. スケジュール

期日	内容
令和8年7月1日(水曜)	プロポーザル公募開始
令和8年7月7日(火曜)	参加申請受付期限
令和8年7月6日(月曜)	質問提出期限
令和8年7月8日(水曜)	参加資格確認書通知発送期日
令和8年7月10日(金曜)	質問回答期日
令和8年7月16日(木曜)	提案書受付期限
令和8年8月3日(月曜)から 令和8年8月12日(水曜)の内、1日	プレゼンテーション。優先交渉権者決定 ※予定であるので別途参加者に伝達
令和8年8月13日(木曜)	優先交渉権者通知
令和8年8月14日(金曜)	プロポーザル終了の掲示

※ 表に記載する期日等に変更が生じた場合は、参加者に対してあらためて通知する。

## 5. 参加申請の手続き

### (1) 提出書類

#### ア. 単独企業の場合

(ア) 参加申請書 (単独企業用) (様式第 1-1 号)

(イ) 秘密保持誓約書 (様式第 2 号)

#### イ. 共同企業体の場合

(ア) 参加申請書 (共同企業体用) (様式第 1-2 号)

(イ) 秘密保持誓約書 (様式第 2 号)

(ウ) 共同企業体協定書 (様式第 3 号)

(エ) 委任状 (様式第 4 号)

※ (イ) についてはすべての構成企業について提出すること。

### (2) 提出期限及び提出方法

「4. スケジュール」で示す期日までに、上記「5. 参加申請の手続き (1)」で示す提出書類一式を「3. 問い合わせ先」の場所に持参又は郵送により提出すること。

なお、電子メールによる提出は認めない。

持参の場合は、提出期限内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで提出すること。

郵便 (書留郵便に限る。) により提出する場合は、提出期限までに必着とすること。

なお、提出期限までに提出しない者は、本件に参加することができないものとする。

### (3) 参加資格確認結果の通知

本市は、本件に参加表明した者が提出した各種書類に基づき審査を行い、参加可否を決定し、「4. スケジュール」で示す期日までに、参加資格確認書を交付する。

本件に参加表明した者で、本市が交付した参加資格確認書に記載する参加資格が「有」である者 (以下「提案者」という。) は、本件への参加資格を得るものとする。

### (4) 参加資格の喪失

参加資格確認書の交付後において、通知を受けた者 (共同企業体の構成企業を含む) が下記のいずれかに該当する場合には、本件の参加資格を喪失するものとする。

ア. 「2. 参加資格要件」で示す、資格要件を満たさなくなったとき

イ. 上記 (1) で示す提出書類一式に、虚偽の記載があったとき

ウ. 「参加辞退届 (様式第 5 号)」を本市に提出し、受理されたとき

## 6. 提案書の提出

本件は公募型プロポーザルにより優先交渉権者を決定するため、提案者は「仕様書」、「令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業提案書作成要綱」(以下「提案書作成要綱」と

いう。）、「決定基準」を参照し、提案書を提出すること。

(1) 提出について

ア. 提出書類

(ア) 提案書 15部

※「提案書作成要綱」を参照し作成すること。

(イ) 提案書の電子ファイルを格納した CD 又は DVD 1枚

イ. 提出期限及び提出方法

入札参加者は、「4. スケジュール」で示す期日までに、上記「ア」で示す提出書類等一式を「3. 問い合わせ先」の場所に持参又は郵便により提出すること。

持参の場合は、提出期限内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時までに提出すること。

郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、提出期限までに必着とすること。

(2) 質問及び回答

ア. 質問方法

参加者は質問がある場合、「4. スケジュール」で示す期日までに、「質疑書(様式第6号)」の電子ファイルを「3. 問い合わせ先」に示す e-mail に送信して提出すること。

なお、共同企業体の場合は、代表企業からのみ受け付ける。

イ. 回答方法

「4. スケジュール」で示す期日までに、提案者全員に、連絡先 e-mail に送信して回答する。

なお、回答は、一覧表形式で作成し回答期日に回答する。

7. 提案書の評価

(1) 1次評価

決定基準に基づき全ての提案者の提案書を書面評価し、評価の高い順に上位4者を決定する。結果は提案者全員に別途伝達する。

なお、提案者が4者に満たない場合、1次評価は省略する。

結果は7月29日(水曜)を目途に提案者全員に、連絡先 e-mail に通知する。

(2) 2次評価

1次評価の結果、評価が高かった4者を対象に、提案書の記載内容を説明するプレゼンテーション(以下「プレゼン」という)を実施させ、改めて評価を行い、最も評価の高い者を決定する。

なお、提案者が4者に満たない場合、提案者全員を対象にプレゼンを実施する。2次

評価の結果はプレゼン参加者のみ通知する。

ア. プレゼン日時

8月3日（月曜）から8月12日（水曜）の内、1日を予定。詳細は決定次第速やかに連絡先 e-mail に通知する。

イ. プレゼン実施方法

本市の指定する会議室にて対面式により実施する。詳細は決定次第速やかに連絡先 e-mail に通知する。

ウ. プレゼン参加人数

単独企業か共同企業体かを問わず、5人以内とする。

エ. プレゼン時間

1 提案 45 分（プレゼンテーション 30 分、質疑応答 10 分、事業者の入退室及び機器の設置及び撤去にかかる時間は 5 分）とする。なお、詳細については、別途通知する。

オ. プレゼン資料

参加者が作成した提案書の他、任意に作成した資料を用いて発表すること。

8. 無効な提案

- (1) 参加資格のない者がした提案又は代理権のない者がした提案。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者又は本要綱等に示す事項に違反する記載をした者が行った提案。
- (3) 提出期限までに到着しなかった提案。
- (4) 氏名その他主要な事項が識別し難い提案。
- (5) 別の参加者として2つ以上の提案（本人及びその代理人がした提案を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の提案。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正の行為によった提案。
- (7) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる提案。
- (8) プレゼンに参加しなかった者がする提案。

9. 本件の中止又は延期

下記の事象がある場合、本件を中止又は延期することがある。

- (1) 不正が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (2) 談合情報等により、公正な提案が行われない恐れがあると認められるとき。

10. 契約の締結

契約書は、「委託契約書(案)」を原則とし、本市は、優先交渉権者と契約書に関する協議を行った後に、当該契約の締結に関する手続きを行う。

11. 本件参加等に要する費用

参加者の負担とする。

12. 留意事項

契約時における仕様は、仕様書記載の他、提案書に記載されている事項とするが、本市と優先交渉権者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、委託業者が決定した日の翌日にその効力を失う。